

第5次美幌町行財政改革大綱 一概要版一

I 行財政改革の必要性

当町では、持続可能な行政改革を行うため、昭和61年度に第1次行政改革大綱を策定して以降、時代に即した行政改革に取り組んできました。

行革大綱の取組	S61～H8	H9～H21	H22～H24	H25～H27	H28～R7	R8～R17
	第1次	第2次	第3次	第3次(改定)	第4次	第5次

社会情勢の変化や歯止めのかからない人口減少、急速に進むデジタル化などの環境変化に対応しながら、限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる情勢への対応するため、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

2 第5次行財政改革大綱の基本事項

(1)構成

3つの基本理念、3つの基本方針、6つの重点項目、各種計画をラインナップする行財政改革実施計画で構成します。

(2)計画期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）

(3)基本理念

人口減少時代を迎える中で、限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる中で、「3つのS」を意識した行財政改革を推進します。

○ Sustainable

「持続可能」な行財政運営や、継続性の観点を見直し
「持続可能」な施策の選択

○ Speed

環境や状況の変化に「即応」して実現することや
各種手続きを「迅速」に行えるような体制整備

○ Smart

真に必要な施策や体系の「的確」な判断や、地域資源
や活力の「効果的・効率的」な活用

(4)基本方針と体系及び実施計画

基本理念「3つのS」の実現に向け、3つの基本方針及び6つの重点項目のもと行財政改革を推進するとともに、重点項目の実施事項として各種計画をラインナップする行財政改革実施計画について、各種計画で定めるKPI指標等を基に設定した「行財政運営警戒アラート」の基準をもとに行財政改革大綱において進捗管理を行います。

3 推進体制等

(1)推進体制等

第5次行財政改革大綱の推進にあたっては、本部長を副町長、副本部長を教育長とし、各部局長等で構成する内部組織「美幌町行財政改革推進本部」が行財政改革の進捗状況を管理します。

毎年度の進捗状況を各種団体の代表者及び公募により委嘱した町民で構成する「美幌町行財政改革推進委員会」へ報告することで適切に進捗確認を行います。

(2)行財政運営警戒アラート

実施計画として紐づけた各種計画で定めるKPI指標を基に設定し、行財政運営が適切に行われているかを確認するための基準で、以下の3つに分けて設定します。

イエローライン…各種計画において注意が必要な状態を示す基準

平準化ライン……各種計画において、長期の計画で単年度の指標等を定めていない場合に設定する指標

レッドライン……各種計画において危険な状態を示す基準

